

日本企業による環境デュー・ディリジェンス対応促進に向けた懇談会 第2回 議事要旨

1. 日 時 2025 年 1 月 28 日（火）13:00～15:30
2. 会 場 225 各省庁共用会議室（経済産業省別館 2 階）
オンライン会議（Microsoft Teams）併用

3. 出席者

- ・ 委員（五十音順、敬称略）
大塚直、木下由香子、渡邊純子
- ・ 事務局
環境省 大臣官房 環境経済課
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

4. 議事次第

- (1) 日本企業の環境デュー・ディリジェンスに関する取組状況について
- (2) 環境デュー・ディリジェンスに関する海外動向について
ー 海外ヒアリング調査の結果概要
- (3) 本懇談会での議論のまとめ、
及び日本企業による対応促進のための「手引き」の案について

(配付資料)

- 資料 1 日本企業の環境デュー・ディリジェンスに関する取組実態
-令和 6 年度アンケート調査結果の概要-
- 資料 2 欧州外国当局等へのヒアリングを通じた気づき事項について（非公開）
- 資料 3－1 日本企業による環境デュー・ディリジェンス対応促進に向けた
懇談会議論のまとめ（案）
- 資料 3－2 デュー・ディリジェンス対応に向けた取り組みのポイントについて（案）
- 資料 3－3 御意見をいただきたい事項

5. 議事録

議事（１） 日本企業の環境デュー・ディリジェンスに関する取組状況について

- 事務局より、資料１に基づき説明があった。これに対する意見等は以下の通り。
 - 委員より、CSDDD の適用対象となる企業のうち、環境 DD を実施している企業を把握したいとの質問があった。これに対して、事務局より、今回の資料ではご指摘のクロス集計結果を示していないので、追って確認して報告する、と回答した。
 - 委員より、今回のアンケート結果は公表される予定かとの質問があった。これに対して、事務局より、環境省ウェブサイトの本資料を掲載予定である、と回答した。
 - 委員より、ステークホルダーエンゲージメントを実施していると回答した企業が、どのような対話を実施しているか気になるとのコメントがあった。これに対して、事務局より、今回のアンケート調査では、ステークホルダーエンゲージメントを実施していると回答した企業の対話内容までは把握できていないが、別途実施している日本企業へのヒアリング調査では、環境マネジメントシステムの一環で取り組んでいる工場周辺の地域住民の方々とのコミュニケーションをステークホルダーエンゲージメントの例として回答する例がみられる、と回答した。
 - 委員より、ステークホルダー、特にライツホルダーへのアクセスが無いことは、企業の実務における大きな課題であり、ステークホルダーエンゲージメントに取り組む企業が増えてくると、ここに課題を感じる企業の割合が増えてくるのではないか、とのコメントがあった。

議事（２） 環境デュー・ディリジェンスに関する海外動向について

- 環境省より、資料２に基づき説明があった。これに対する意見等は以下の通り。
 - 委員より、言語の異なる人々や現地労働者、間接サプライヤーへのエンゲージメントはハードルが高く、ライツホルダーをカバーすることも難しい。また、彼らの代理人となり得る存在の数も少なく、代理人が信用に値するかも不明瞭であるため、手引きでは、対話先の選び方や対話先の選定で困難を抱えた企業が、どこへ助けを求めればよいのかについて示す内容があるとよい、とのコメントがあった。
 - 環境省より、ステークホルダーエンゲージメントについては、欧州企業においてもまだ手探り状態であると思われること、一方、ドイツ政府では、リスクの特定等についてヘルプデスクを設けて支援する動きがみられたこと、欧州委員会においても、ステークホルダーエンゲージメントに関するガイダンスの作成の予定があると聞いていることを回答した。
 - 委員より、企業に対する要求事項が多い一方、対応を支援するためのガイダンスや支援の整備はまだ整っていない印象を受ける、とのコメントがあった。
 - 委員より、CSDDD の域外適用が始まれば訴訟も増えていくと思われるので、日本全体においても十分な準備が必要だと思われる、とのコメントがあった。

- 委員より、CSDDD 上のステークホルダーの定義に照らすと、日本企業がこれまで認識していた典型的なステークホルダーとの対話のみでは不十分である。また、CSDDD の別紙パート 1 に人権としての環境権という項目があり、対応する国内法の有無に関わらず、国際人権法に則って守らなければならない権利や禁止事項を考える根拠となる。これらへの対応については、UNDP のガイダンス (Human Rights Due Diligence and The Environment - Practical Tool for Business) が参考になるため、脚注を付けて同ガイダンスを引用するのがよい、とのコメントがあった。
- 委員より、CSDDD 上のステークホルダーの定義に環境 NGO が含まれていることは、重要な点である。オーフス条約等でも環境 NGO の役割が強調されており、同じような考え方に基づいた記載かと思われる、とのコメントがあった。
- 環境省より、資料 1 及び資料 2 から、ステークホルダーをどのように特定してアクセスすればよいのか分からないと感じている企業が多いことがうかがえる。ステークホルダーエンゲージメントの習慣があまり無い日本企業に対し、まずはどういった箇所からアプローチすればよいのか手引きで教示できればと考えている、とのコメントがあった。
- 委員より、工場周辺の地域住民向け説明会もステークホルダーエンゲージメントの一種である。自社の保有する工場周辺だけでなくバリューチェーン全体のリスクに関わるステークホルダーにエンゲージメントの対象を広げていく必要がある点は多くの企業が課題に感じていると思われるが、ノウハウが全く無いというわけではないことを企業に気づいてもらえるような内容の手引きを作成できるとよい、とのコメントがあった。
- 委員より、ステークホルダーエンゲージメントの機会だけでなく、現場の声を引き出す対話の心構えも重要である。グリーバンスメカニズムの基準にも通じるところがあり、ビジネスと人権に関する指導原則 (UNGP) で規定されている要件を意識することが重要だと思われる、とのコメントがあった。
- 委員より、周辺住民への影響予防を目的とした環境アセスメントについては、企業側も意義や重要性を深く理解している一方で、バリューチェーン全体を環境 DD の対象とすることについて企業に納得感を持ってもらうことが必要であり、今まで実施してきた取組の延長線上にあるものとして認識してもらうことが重要である、とのコメントがあった。
- 委員より、手引きでは、企業が環境 DD を実施すべき理由として“企業の影響力の大きさに伴う責任”をより詳細に記載すべきである。例えば、人権・環境リスクのある場所から低価格で調達を行い、商品を加工して提供することによって調達先を搾取しながら過大な利益を得ることは、人権リスクの「助長」の類型であり、人絹リスクの根本原因を作る行為とされている。そのような既得権益を得ていることを企業自身に気づいてもらい、不平等の解消に向けて環境 DD が必要であると

いうことを理解してもらう必要がある、とのコメントがあった。

- 環境省より、サステナビリティに関する対応については、「強制されている感覚」に陥る企業も少なくないと思われる。そういった消極的な姿勢は、将来的にはリスクにつながる可能性もあるため、より自主的に環境 DD に取り組んでもらえるよう、企業の理解促進や意識向上を図っていききたい、とのコメントがあった。
- 委員：日本のこれまでの法律も、企業は自社の直接操業範囲のみに注意を払って取組を実施していればよいという考え方に基づいていた。フランスの企業注意義務法は経済的な従属・依存関係に照らして対象範囲を広げるという議論から展開され、CSDDD はさらに対象範囲が広がっている。バリューチェーン全体を取組の対象範囲とすることについて、企業に納得感を持ってもらえるような説明を行うことが重要だと考えられる、とのコメントがあった。
- 委員より、手引きでは、「企業の責任と貢献」についてより詳細に言及するとともに、冒頭から、人権と環境の関連性を意識してもらいやすい内容にすべきである、とのコメントがあった。
- 委員より、環境ではなく人権から取組を始めている企業も多く、環境と人権を一体的に扱うことについて違和感を抱いている企業も多いのではないか、とのコメントがあった。

議事（３） 本懇談会での議論のまとめ、及び日本企業による対応促進のための「手引き」の案について

- 事務局より、資料 3-1、3-2、3-3 に基づき説明があった。これに対する意見等は以下の通り。
 - 委員より、CSDDD については、オムニバス法案の動向もあり、本日時点では先行きが不透明な状況である。CSDDD に焦点を当てた内容にするとしても、手引きの発表時期を考慮し、留保はつけたほうがよい。一方で、足下の状況に細かな変化があったとしても、CSDDD の基本方針は変更されないことが予想される。手引きにおいては、CSDDD の詳細要件には今後変更可能性があることを前置きした上で、それにかかわらず、元となる国連ビジネスと人権に関する指導原則などの所謂ソフトロー（ガイドライン）に基づいたリスクベースアプローチやステークホルダーエンゲージメント、グリーバンスメカニズム、バリューチェーン全体を対象とした取組の推進などについて解説するとよいのではないか、とのコメントがあった。
 - 委員より、政治的状況に左右される部分に焦点を当てるのではなく、国際社会の潮流は企業による積極的な環境 DD 実施を促す方向へ向かっていると伝わる書きぶりになるとよい。オムニバス法案等の個別の政治的状況について過度に強調することで、環境 DD 実施に向けた日本企業の歩みを遅らせ、将来的に国際社会に対して遅れを取ることを懸念する、とのコメントがあった。

- 委員より、CSDDD を念頭に取りまとめを行うのであれば、フランスとドイツの国内法と CSDDD の差異を意識せずに欧州企業の事例に言及することはミスリーディングになるため、CSDDD 本文とのつながりを明記した上で部分的に言及するのがよい、とのコメントがあった。
- 委員より、環境と人権に関する取組の統合は、手引きの冒頭で言及するとともに、人権と環境が実体面とプロセス面の両方で密接に関連している点について記載したほうがよい。可能であれば、環境では定量的なデータが重視されやすいといった、人権と環境の間で異なる点についても言及できるとよい、とのコメントがあった。
- 委員より、CSDDD では、別紙に記載されている国際環境法及びそれに紐づく国内環境法を考慮しなければいけないと明記されており、法規制に基づいた環境 DD 対応が求められる。日本企業はこれまで、自社に関連する環境法の遵守は徹底してきたと思われるが、その発想を応用し、バリューチェーン上の高リスク箇所に関連する環境法も遵守するという意識を持つことが重要である、とのコメントがあった。また、関連する法令の参照は、リスクマッピングの段階よりも、リスクについて実際に調査していく段階で一層重要となる、とのコメントがあった。
- 委員より、CSDDD では、環境 DD への対応をどのように組織のガバナンス体制に組み込んでいくのかについて明記することが求められている。条文と関連付けた上で、企業がどのようにアプローチすべきかについても解説するのがよい。アプローチの仕方については、サステナビリティ委員会を頻繁に開催したり、地域・部署単位でサステナビリティ担当を配置したりといった日本企業の社内の横串体制を実現するガバナンスの好事例は、欧州の事例よりも身近に感じられ、参考になるとと思われる、とのコメントがあった。
- 委員より、民事責任を問われる可能性があることから、記録化の重要性も強調すべきである。対外的に納得感のあるロジックのもと、リスクベースアプローチやステークホルダーエンゲージメントの内容を記録しておくことは、民事責任を追及された際にも役立つ、とのコメントがあった。
- 委員より、手引きの読み手となる企業にとっては、「経営層によるガバナンス」の重要性への言及が有用である。環境 DD の方針には、大枠の宣言だけでなく問題が生じた際のプロセスや責任の所在に言及する必要がある、体制面での実態も伴っている必要がある。加えて、経営の方針と環境 DD の方針が整合していなくてはならない。DD は単なる作業ではなく、経営の方針と直結しているということが経営層に伝わるような内容の手引きとしてほしい。また、EMS や ERM との統合についても言及したほうがよい、とのコメントがあった。
- 委員より、“特定の製品の使用をやめる等、企業の慣行や活動自体を変更する”という点について、CSDDD の検討時にも議論的となったが、企業における実際の感触はどのようなものか、との質問があった。これに対して、木下委員より、取引

の停止は、改善が見込めない場合の最後の手段として必要だが、問題が発覚した際にすぐに取引を中止すべきという意図はない。経営の方向性判断において環境 DD の結果を反映することが重要である、との回答があった。

- 環境省より、環境 DD においては、ガバナンスも非常に重要な要素であることを改めて認識できた。環境面のアプローチと法務的なアプローチを統合的に実施するには、経営層の理解と体制構築が必要であり、可能な限り手引きで言及したい、とのコメントがあった。
- 委員より、資料 3-1 の現行の書きぶりでは、「リスクベースアプローチを実施したとしても、結局は全ての負の影響に対して対策を講じなければならない」というメッセージとなり、企業がネガティブな印象を抱きかねない。CSDDD の第 27 条 2 項には、適切なリスクベースアプローチの実施有無が罰金に関する考慮要素の 1 つとなると明記されており、企業の負担感を軽減させるためにも、この点に触れておくのがよい、とのコメントがあった。
- 委員より、可能であれば、リスクベースアプローチの実施に向けた入口となるようなツールについて、手引きでも紹介してほしい。環境分野については関連データが公表されていることも多いところ、人権 DD でも業界・産品・地域という 3 つの切り口で絞り込んでいくというアプローチが一般的になっている、とのコメントがあった。
- 委員より、定量的なデータに基づいてマッピングを行い、次に個別のリスクに対して深堀を行うというリスクベースアプローチの手順についても、CSDDD 第 8 条の内容に沿って明確に示してほしい。個別のリスクに焦点を当てていく過程では、ステークホルダーエンゲージメントによって生の声をより具体的に拾い上げる必要があるとのコメントがあった。
- 委員より、現行の資料 3-1 に記載されている『『十分な努力』の水準』という表現は、CSDDD の条文では使用されていないため、CSDDD に焦点を当てた手引きにするのであれば注意したほうがよい、とのコメントがあった。
- 委員より、企業として、何をどこまで対応すれば十分か、という点については、リスクベースアプローチやステークホルダーエンゲージメントといった原則となる考え方は存在しており、それらをどのように実際の取組に落とし込んでいくのかについては企業の判断に委ねられる、というのが正しい解釈である、とのコメントがあった。
- 委員より、CSDDD 上の「企業の影響力を考慮できる」という記述は、個別のリスクに対処していく際の具体的措置（appropriate measures）に関するものであり、リスクベースアプローチの文脈で語られているものではない。ドイツやフランスの国内法と CSDDD でも法律上の要件等には差異がある、とのコメントがあった。また、DD における適切な措置の水準を見定める上での観点は、現在の資料の書き振

りと CSDDD の条文上が正確には一致していないため留意した方がよい、とのコメントがあった。

- 委員より、DD のリスクマッピングでも、マテリアリティ特定にあたり一般化している「事業への影響度」を評価基準として使用している企業がみられるため、DD におけるリスクの評価基準は「深刻度」と「発生可能性」の 2 つである点を強調すべきである、とのコメントがあった。
- 委員より、リスクマッピングの実施方法はボトムアップ型とトップダウン型の両方があり得ること、リスクの特定においては、実際の現場で働く従業員との対話が重要である点に言及すべきである、とのコメントがあった。
- 委員より、取引先とのエンゲージメントについては、「appropriate measures」の観点から、契約条件の不公平性などを見直す意味も含む、より広い意味での対話が必要である。契約書自体も重要だが、契約書による対応要請だけでは CSDDD 上の民事責任を免れず、規模の小さい脆弱なサプライヤーがしわ寄せを受けないよう、様々な策を講じなければいけないことを言及すべきである、とのコメントがあった。
- 委員より、国連ビジネスと人権に関する指導原則で規定されているグリーンバンスメカニズムの要件を満たしていない企業や、環境 DD を実施した後でグリーンバンスメカニズムを整備すればよいと考えている企業が多い。グリーンバンスメカニズムはリスク特定にも利用され、環境 DD の初期段階から整備していくことが重要である。指導原則上の要件が CSDDD で法的義務化されていることに気づいていない企業もいるため、グリーンバンスメカニズムについては、項目を新設するか、詳述すべきである、とのコメントがあった。
- 委員より、アンケート調査においても、是正・救済措置においてどのような対応をすべきかが分からないと回答している企業が多かったことから、是正・救済措置についても具体的に解説すべきである。また、継続的なモニタリングの必要性についても記載すべきである、とのコメントがあった。
- 委員より、フランスやドイツでは、グリーンバンスメカニズムを通じた苦情や通報が問題発覚の大きな契機となっているか、との質問があった。これに対して、委員は、一部の欧州企業では通報が問題の発覚につながったケースもあると思われるが、そのような先進企業は非常に少なく、大抵は NGO からの指摘で発覚している。訴訟事例に関しても、もしグリーンバンスメカニズムが正しく機能していれば、訴訟には発展しなかったと思われる。グリーンバンスメカニズムの大きな課題は、窓口の存在を周知することが難しいという点である。利用のハードルを下げるために様々な工夫を行う必要があり、手引きにおいても指導原則の 8 つの要件について解説したほうがよい、との回答があった。
- 委員より、内部通報制度に関する法規制の内容が、国によって大きく異なっていることも影響しているのではないかと、との質問があった。これに対して、委員より、

内部通報制度については、日本よりも法整備が進んでいる国もあり、人権や差別に関する通報は増えてきていると聞く。一方、環境分野においてもグリーンバンスメカニズムを積極的に活用できている国や地域はまだ少ない、との回答があった。

- 委員より、途上国で起きている問題が先進国の NGO によって指摘されるというパターンが一般的であり、突然の指摘に戸惑う企業が多い。もし、企業のグリーンバンスメカニズムで声を拾い上げることが出来れば、NGO からの突然の指摘を受けることもないのではないか、とのコメントがあった。また、ステークホルダーとの日々の信頼関係構築が重要となる、とのコメントがあった。
- 委員より、日本政府には、企業に役立つツールの紹介・提供や、ヘルプデスクの設置などに注力してほしい。一方で、国際的な相互認証制度を検討するのであれば、ルール形成が必要となるため、別建ての議論が必要、とのコメントがあった。
- 委員より、金融機関のバリューチェーン下流側について、将来的に CSDDD の対象範囲が拡大することを注視している国内金融機関も多い、とのコメントがあった。
- 委員より、CSDDD において金融機関のバリューチェーン下流を対象外とした点については、欧州のアカデミアからも疑問の声が上がっていたと聞いている、とのコメントがあった。
- 委員より、政府当局の対応として、世界各国における法制化の流れが予測されることを踏まえ、日本企業に対して、手引きで示される重要なポイントを押さえた上で各企業のキャパシティに応じた正しいステップに基づく環境 DD を実施してほしい、というメッセージを伝えてはどうか、とのコメントがあった。
- 環境省より、どのようなメッセージを発出すべきかについては検討するが、企業には様々な取組を進めてもらいたいという点、及び政府としても環境 DD を取り巻く国際情勢の変化は注視している、とのコメントがあった。
- 委員より、環境 DD を取り巻く様々な状況を注視した上で、このような手引きを環境省から発表するというだけでも、大きな意義がある。人権 DD を実施している企業であっても、環境 DD への対応は遅れているというパターンは多く、環境と人権でサイロ化せず、統合的なアプローチを図ってもらいたいというメッセージが伝わるとよい、とのコメントがあった。
- 委員より、環境 DD をどのように実施すべきか悩んだ際に、情報源として環境省の出版物が利用されることも多い、とのコメントがあった。
- 委員より、手引きのデザイン面については、UNDP のガイダンスのように図表やインフォグラフィックを挿入することで、読みやすくなると思われる、とのコメントがあった。

以上